

答 申 第 1 0 号

平成 15 年 9 月 16 日

仙台市長 藤 井 黎 様

仙台市情報公開審査会

会長 渡 邊 克 彦

仙台市情報公開条例第 1 8 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 1 5 年 5 月 3 0 日付総総文第 4 5 号で諮問のありました下記の件について，別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 1 0 号 「火災調査書」他の一部開示決定，非開示決定に対する審査請求について

(別紙)

答 申

( 諮問第 1 0 号 )

## 1 審査会の結論

仙台市消防長(以下「実施機関」という。)の行った一部開示決定,非開示決定に係る非開示部分のうち,別表に掲げる部分を非開示としたことは妥当ではなく,開示すべきであるが,その他の記載部分を非開示としたことは妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求は,審査請求人(以下「請求人」という。)が仙台市情報公開条例(平成12年仙台市条例第80号,以下「条例」という。)に基づき,「H12.6.1,青葉区米ヶ袋 - - -, 宅から出た火災の原因などが分かる文書一切」の開示を請求したのに対し,実施機関が平成15年5月21日付で一部開示決定,非開示決定したことについて,その取消しを求めたものである。

## 3 請求人の主張

請求人が主張した審査請求の理由は,審査請求書に記載のとおりである。(別添1参照)

## 4 実施機関の説明

実施機関が行った非開示理由についての説明は,おおむね非開示理由説明書に記載のとおりである。(別添2参照)

## 5 審査会の判断

### (1) 火災調査の目的及び法的根拠について

火災調査は,消防法(昭和23年法律第186号)第31条から第35条の4までに規定されている権限及び義務に基づき,火災の原因と損害を究明し類似火災の防止等を図るとともに,火災予防を中心とする消防行政を効果的かつ効率的に推進するための資料を得ることを目的として,「火災の原因調査」及び「火災及び消火のために受けた損害の調査」に分けて行われるものである。

### (2) 本件公文書について

本件公文書は,1件の火災につき,火災調査の結果得られた火災原因及び損害結果を集約したものであって,火災の経過,建物の焼損状況等の客観的事実,火災現場の物的調査及び人的な聴取内容,並びに調査の結果導き出された出火原因,損害状況等が記載された文書である。

本件公文書は以下のものから構成されている。

ア 火災調査書

出火日時・場所，火元区分，り災程度及び出火原因等の当該報告に係る火災の概要を総括して記録したもの

イ 火災原因判定書

火災出動時における見分調書，現場見分調書及び質問調書等の各種資料に基づき，出火原因，延焼拡大原因等について検討及び考察を行い，その最終結論を記録したもの

ウ 現場見分調書

火災鎮火後の実況見分に基づいて，火災現場における物の存在及び状態等を記載したもの

エ り災申告書（不動産り災申告書，動産り災申告書）

消防機関が火災により消失し，見分不可能な部分に関する損害状況を把握するため，り災者に自己のり災状況を書類により報告させたもの

オ 損害調査書

火災により生じた損害を査定し，計上したもの

カ 死傷者調査書

火災により生じた死傷者について，死傷するに至った経過及び死傷要因を記載したもの

キ 火災出動時における見分調書

消防隊・救急隊等が出動から鎮火までの間に見分した火災現場全般の状況を記載したもの

ク 質問調書

火災に関係のある者に対して必要事項を質問し，その者から任意に得た供述を記載したものの

ケ 図面

火災現場全体の建物配置状況を表した配置図及び見取図，り災した建物の大きさ・り災程度・室内状況を表した平面図である

コ 写真

現場見分調書の補足資料で，り災状況をあらゆる側面から撮影したもの

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は，個人のプライバシーの保護を十全ならしめるため，特定の個人が識別され得るような形で，個人に関する情報が記録されている公文書については，同号イ（法令等又は慣行により公にされ，又は公にすることが予定されている情報），ロ（人の生命，財産等を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報）及びハ（公務員の職務の遂行に係る情報）に該当する場合を除き，これを開示しないこととする旨定められたものである。

イ 本件公文書に記載されている情報の多くは，火災に関係のある者の住所，氏名，建物内部の状況，火災により生じた損害等に関するものであって，個人に関する情報であり，特定の

個人が識別され得るもの（以下「個人情報」という。）であるから、これらの情報は、条例第7条第2号本文に該当し非開示とすべきものと認められる。

ウ しかしながら、本件公文書の非開示とされた部分には、なお条例第7条第2号イないしハに該当する情報や火災の概要、現場の位置等客観的事実の記載が散見され、この部分について、公文書の一部開示の可否が問題となる。

条例第8条は、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められる場合には、当該部分を除いて公文書の一部開示をすべき旨定めている。実施機関は、本件公文書に記載されている情報の多くは個人情報であり、当該個人情報を除いた部分を開示したとしても請求人に有意な情報はない旨主張しているが、有意な情報かどうかは本来的には請求人が判断すべきことと考えられるから、非開示情報を容易に区分して除くことができる場合には、一見して明らかに請求の趣旨と相容れないと認められる場合を除き、当該非開示情報を除いた部分を開示すべきものとする。

エ 以下、本件公文書の非開示とされた部分について、個別に開示の可否を検討する。

#### 火災調査書について

実施機関が非開示とした箇所は、火元区分欄の権限区分と職業・氏名・住所・生年月日、着火物、出火箇所、原因概要欄、火元建物のり災前の状況欄の階数・構造・面積、損害額、焼損棟数、焼損床面積、床面積、り災世帯、り災人員、負傷者数、焼損延べ面積の各記載、負傷者数、死傷者に関する記載及び類焼欄である。

このうち、原因概要欄に記載されている火元人の氏名、発火源、経過については、火元宅を特定して開示請求がなされていること、発火源、経過についてはすでに開示されていることから、条例第7条第2号イに該当し、開示すべきであるが、その他の部分については、いずれも条例第7条第2号本文の個人情報に該当し、非開示が相当と認められる。

#### 火災原因判定書について

火災原因判定書には、判定書を作成した職員に関する情報、出火日時、出火場所、現場見分日時、立会人の氏名、火災現場の位置及び付近の状況のほか、り災概要、出火建物・出火原因及び火災発生直後の状況が記載されている。

このうち、現場見分日時、火災発生時の気象状況及び出火箇所・出火原因の考察に使用した調書名については、そもそも個人に関する情報ということではできず、また、出火建物が全焼したという事実や発火源、発火経過に関する結論部分については、すでに火災調査書において開示されていることから、非開示とする実益がない。

さらに、出火建物の登記簿上の所有者に関する部分は、公にされているものと認められ、出火日時及び出火場所、火災現場の位置及び付近の状況の部分については、出火日時、場所、出火建物を特定して開示請求がなされていることから、条例第7条第2号イに該当する。判定書を作成した職員に関する情報については、公務員の職務の遂行に係る情報であって、条例第7条第2号ハに該当する。

したがって、以上の部分については、非開示とする理由がないので開示すべきであるが、その他の部分については、いずれも条例第7条第2号本文の個人情報に該当し、非開示が相当と認められる。

#### 現場見分調書について

現場見分調書には、調書・図面・写真を作成した職員に関する情報、出火日時、出火場所及び物件、立会人の氏名、火災現場の位置及び付近の状況のほか、り災状況及び個人の住居の内部状況を記述した現場写真を含む記録等の個人の資産に関する部分や、負傷者の氏名、負傷程度の記載がある。

このうち、出火建物に関する登記簿上の所有者並びに出火日時及び物件、火災現場の位置及び付近の状況が記載された部分は、条例第7条第2号イに該当し、調書・図面・写真を作成した職員に関する情報は、条例第7条第2号ハに該当し、また、出火建物が全焼したという事実については、非開示とする実益がないから、いずれも開示すべきであるが、その他の部分については、いずれも条例第7条第2号本文の個人情報に該当し、非開示が相当と認められる。

#### り災申告書について

り災した動産・不動産の数量、取得後の経過及び購入金額等が記載されており、いずれも条例第7条第2号本文の個人情報に該当し、非開示が相当と認められる。

#### 損害調査書について

火元及び類焼世帯のり災状況及び損害額が記載されており、いずれも条例第7条第2号本文の個人情報に該当し、非開示が相当と認められる。

#### 死傷者調査書について

本件火災の死傷者の氏名、本籍、住所、死傷場所、死傷程度、死傷に至った経過が記載されており、いずれも条例第7条第2号本文の個人情報に該当し、非開示が相当と認められる。

#### 火災出動時における見分調書について

調書を作成した職員に関する情報、出火場所、出火月日、出動途上の状況、消火活動中における出火建物及び類焼建物の状況が記載されている。このうち、出火場所、出火月日については、条例第7条第2号イに該当し、職員に関する情報は、条例第7条第2号ハに該当し、開示すべきであるが、その他の部分については、条例第7条第2号本文の個人情報に該当し、非開示が相当と認められる。

#### 質問調書について

質問調書には、質問を受けた者の氏名、家族の状況、り災に至る経緯、り災した室内の状況等が記載されている。いずれも条例第7条第2号本文の個人情報に該当し、非開示が相当と認められる。

#### 図面について

図面には、火災現場全体の建物配置状況を表した現場付近見取図、建物配置状況及びり

災程度を記した建物配置状況図，り災した建物それぞれの大きさ・り災程度・室内状況を表した平面図とがある。

このうち現場付近見取図に関しては，出火場所が特定されて開示請求がなされていること，市販の地図と同様の内容であることから，条例第7条第2号イに該当し開示すべきであるが，その他の図面については，いずれも条例第7条第2号本文の個人情報に該当し，非開示が相当と認められる。

#### 写真について

写真には，公道から出火建物を撮影したもの，出火建物の内部を撮影したもの，出火建物を敷地内で撮影したもの，類焼建物から出火建物を撮影したもの，類焼物件を撮影したものがある。

このうち，公道から出火建物を撮影したものについては，出火建物が指定されて開示請求がなされていること，公道からの外観は不特定多数の者が見ることが可能であったと判断されることから，条例第7条第2号イに該当し開示すべきであるが，その他の写真については，いずれも条例第7条第2号本文の個人情報に該当し，非開示が相当と認められる。

#### (4) 条例第7条第6号の該当性について

なお，実施機関は，本審査会における意見聴取において，住居への立入検査により得られた情報については，条例第7条第6号に該当する旨主張する。

消防法第34条第2項は，個人の住居に立入検査を行う場合には関係者の承諾を要する旨定めており，仮に個人の住居への立入検査により得られた情報を公開するとなると，以後の立入検査において関係者の承諾を得にくくなり，火災調査に支障が生ずるおそれがある。したがって，そのような情報は，条例第7条第6号の公にすることにより，市の機関又は国若しくは他の地方公共団体の行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録された公文書に該当すると認められるところ，上記(3)で開示が相当と判断した部分は，客観的事実や既に公になっている個人情報等であって，同号に該当するということはいえず，なお，開示が相当と認められる。その他の部分については，上記(3)で検討したとおり条例第7条第2号本文に該当するので，条例第7条第6号の該当性を判断する必要はない。

#### (5) 結論

以上のとおりであるから，冒頭のとおり判断する。

別表

	非開示とすることが妥当でない部分
火災調査書	「原因概要」欄中、火元人の氏名、1行目の最後の10字並びに2行目の最初の3字及び最後の4字
火災原因判定書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の書面の「火災番号」欄（以下「火災番号」欄を除く。）</li> <li>・1枚目（立会人の職業、氏名及び年齢は除く。）</li> <li>・2枚目の1行目、2行目及び3行目（最後の3字を除く。）</li> <li>・3枚目の3行目、10行目（最後の5字を除く。）、13行目、14行目、15行目（最後の2字を除く。）、16行目の最後の5字及び17行目から21行目まで</li> <li>・4枚目の12行目から14行目まで</li> <li>・5枚目3行目、4行目、6行目、7行目、8行目（最後の6字を除く。）及び10行目</li> <li>・6枚目の15行目から17行目まで</li> <li>・7枚目の11行目、12行目、13行目の最初の9字、14行目（最初の3字を除く。）及び15行目</li> </ul>
現場見分調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の書面の「火災番号」欄（以下「火災番号」欄を除く。）</li> <li>・1枚目（立会人の職業、氏名及び年齢は除く。）</li> <li>・2枚目の1行目、2行目、3行目の最初の17字、5行目、6行目（最後の4字を除く。）及び13行目（最後の4字を除く。）</li> <li>・12枚目の28行目から32行目まで</li> </ul>
火災出動時における見分調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の書面の「火災番号」欄（以下「火災番号」欄を除く。）</li> <li>・1枚目（「1. 出動途上における見分状況」等記載の欄中、2行目の最初の14字、7行目の18字目から22字目まで及び9行目から15行目までを除く。）</li> <li>・3枚目の11行目から12行目まで</li> </ul>
図面	「現場付近見取図」
写真	・1枚目（写真 1及び2が貼付された書面）

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第10号)

年月日	内 容
平成 15 . 5 . 30	・ 諮問を受けた
15 . 6 . 20	・ 実施機関（青葉消防署警防課）から理由説明書を受理した
15 . 6 . 30 （平成 15 年度 第 1 回審査会）	・ 実施機関（青葉消防署警防課）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
15 . 7 . 28 （第 2 回審査会）	・ 諮問の審議を行った
15 . 9 . 1 （第 3 回審査会）	・ 諮問の審議を行った